

「審判・審決取消訴訟と今日の問題点」

①「審判の今日の問題点と法改正の方向性」

特許庁長官の私設諮問機関とされた特許制度研究会は、50年振りに特許制度を抜本的に見直しするため特許制度全体を原点に立ち返って検討するとの趣旨で、「特許制度に関する論点整理について」と題する報告書を取り纏めて平成21年12月に公表しました。

また、上記報告書が公表された後、産業構造審議会知的財産政策部会(特許制度小委員会)は、「特許制度に関する法制度的な課題について」と題する報告書を取り纏めて平成22年2月に公表しました。

この後者の報告書に基づいて起草された特許法等の改正案が第177回通常国会にて目下審議されています。既に、4月15日には参議院本会議での可決を受け、今後は衆議院で審議がなされる予定です。

この改正案の一つの柱として、従前より問題とされていた現行審判制度に内在する諸問題を解消するための改正が盛り込まれており、紛争を効率的・適正に解決することを目的として、(1)特許の有効性判断についての「ダブルトラック」の在り方、(2)侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い、(3)無効審判ルートにおける訂正の在り方、(4)無効審判の確定審決の第三者効の在り方、(5)同一人による複数の無効審判請求の禁止、(6)審決・訂正の部分確定/訂正の許否判断の在り方等に関する法改正がなされようとしています。

本講座では、無効審判や訂正審判の現状と運用を概観するとともに、それらの今日の問題点と法改正の方向性について斯界の専門家により分かりやすく解説して頂きます。

②「審決取消訴訟の現状と最新トピックス」

特許権等の成否に利害関係を有する関係者は、侵害訴訟が顕在化しているか否かにかかわらず、特許権等の登録後の審判及び裁判手続である審決取消訴訟について十分に理解しておく必要があります。最近の審決取消訴訟の審決の取消率の傾向も気になるところです。

本講座では、審決取消訴訟の制度の基本的な概略を確認したうえで、知財高裁における審理の実情を踏まえて、どのような訴訟準備を工夫して心掛けるべきか、進歩性の判断手法や専門委員が関与する場合の問題点あるいは侵害訴訟との関係などについて留意すべき点はないか等について、斯界の専門家により、豊富な経験事例に基づいて分かりやすく解説して頂きます。また、最近の注目すべき裁判例と改正の動向にも触れていただきます。

(開催概要)

- 主催 一般社団法人大阪発明協会
国立大学法人大阪大学知的財産センター
- 開催日 ①平成23年7月14日(木) 13時30分～17時00分
②平成23年7月15日(金) 13時30分～17時00分
- 協力 近畿知財戦略本部
- 開催場所 国立大学法人大阪大学中之島センター
① 2階講義室1 ② 5階多目的ルーム4
大阪市北区中之島4-3-53 06-6444-2100
- 講師 ①伊藤 晃氏(青山特許事務所 パートナー弁理士)
②三山 峻司氏(中之島シティ法律事務所 パートナー弁護士)
- 募集人数 50名(定員になり次第締め切らせて頂きます)
- 受講料 会員15,000円 非会員24,000円(2日間)
会員 8,000円 非会員12,000円(1日のみ)
(テキスト代含む、消費税込み)
- 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き(大阪発明協会法人会員のみ)
- ※注意(1)3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返できません。
(2)聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします
(3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。
- 申込先 一般社団法人大阪発明協会(<http://www.jiiiosaka.jp/>)
電話 06-6479-1910 FAX 06-6479-3930
- 申込方法 受講者名・会社名・部署名・住所・電話・FAX等を記載の上、FAXで、
また、上記ホームページより申込書入手し、必要事項をご記入の上、
お申し込みください。

PROGRAM(案)

- ①「審判の今日的課題点と法改正の方向性」(7/14開催)
1. 審判／審決取消訴訟の概略とその現状
 - (1)無効審判 (2)訂正審判 (3)審決取消訴訟
 2. 審判／審決取消訴訟の今日的課題点と法改正の方向性
 - (1)異議申立制度廃止による弊害
 - (2)第104条の3の無効の抗弁 (3)審判請求人適格
 - (4)審決取消訴訟における審判の対象及び判決効の作用
 - (5)特許の有効性判断についての「ダブルトラック」の在り方
 - (6)侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い
 - (7)無効審判の確定審決の第三者効の在り方
 - (8)同一人による複数の無効審判請求の禁止
- 審決・訂正の部分確定／訂正の許否判断の在り方

② 「審決取消訴訟の現状と最新トピックス」(7/15 開催)

- 1 審決取消訴訟の件数, 取消率など(司法統計データ)
- 2 審決取消訴訟制度の概略
- 3 審決取消訴訟の審理(審理要領に基く計画的審理)について
- 4 各期日における当事者の具体的な準備のあり方
- 5 審決取消訴訟の今日の問題点
 - (1) 進歩性の判断
 - (2) 審決取消訴訟の審判対象と判決効(審決との関係・審決取消事由)
 - (3) 侵害訴訟との関係(特許法104条の3の抗弁)
 - (4) 専門委員の関与 (5) 特許・実用新案権ほかの商標権にかかわる問題
- 6 審決取消訴訟に関する最新トピック
 - (1) 幾つかの注目裁判例 (2) 改正の動向

切り取り線

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
<h2 style="margin: 0;">審判・審決取消訴訟と 今日の問題点 申込書</h2>			
2011年7月14日・15日開催		申込日 平成 年 月 日	
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻(該当するものに○をしてください。) ・法律系 ・理工系 ・その他	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻(該当するものに○をしてください。) ・法律系 ・理工系 ・その他	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当支部へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。 ※1日のみお申込の際は、上記「7月14日・15日」のどちらかに○印で囲んで下さい。			

お支払方法 (予納金・現金・郵便振替・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)
2. 予納金処理の方 得意先コード

□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

郵便振替口座 000950-8-41146

振込先銀行 三井住友銀行 備後町支店 普通預金 464218

三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通預金 37277

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員) 発明協会・一般